

水俣市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和6年12月2日

水俣市監査委員 永 田 靖

水俣市監査委員 桑 原 一 知

令和6年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 **監査の根拠** 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7項

2 **監査等の種類** 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (1) 財政援助団体等 : 水俣市議会の各会派
- (2) 財政援助元 : 議会事務局
- (3) 対象とした内容 : 令和5年度
政務活動費交付金

4 監査の着眼点

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について、対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(1) 財政援助元及び財政援助団体等

ア 場所 監査事務局執務室内

イ 日程 令和6年9月24日（火）から10月4日（金）まで

(2) 本監査 令和6年10月30日（水）から11月7日（木）まで

7 監査委員の除斥

桑原一知監査委員については、議選による監査委員のため、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

8 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体等【水俣市議会の各会派】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【議会事務局】

(1) 勧告事項 特になし。

(2) 指摘事項 次のとおり。

ア 会派行政視察の旅費について、以下のようなことが確認された。

- (ア) 水俣市旅費支給条例に準じて支給としているので、公共交通機関で算定し、概算払しているが、精算時に空港の駐車場の領収書やタクシーの領収書が提出されると、その分を追加支給し、公共交通機関で算定した部分はそのままである。
- (イ) 最寄り駅から移動が伴わない時や午後から出発する時は、日当を 1/2 に調整しなければならないが、調整されていない。
- (ウ) 移動だけの日の旅費が経済的な方法で計算されていない。
- (エ) 公共交通機関の領収書を提出した会派は、概算払と実費との差額を返戻していた。

(3) 注意事項 特になし。

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

- ア 政務活動費に含まれる旅費について、旅費も実費を原則とし、領収書提出を求め、日当の廃止、宿泊費の上限の設定及び実費計上、備品購入については政務活動以外にも使用する場合の按分について検討してはどうか。
- イ 政務活動費の収支報告書を市議会HPにおいて公表しているが、収支報告書だけでなく、領収書、活動報告書も掲載し、使途の透明性の確保に努めている。

(5) その他事項 特になし。

令和6年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 **監査の根拠** 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7項

2 **監査等の種類** 財政援助団体等に対する監査

3 **監査等の対象**

(4) 財政援助団体等 : 水俣地域森林管理システム推進協議会

(5) 財政援助元 : 農林水産課

(6) 対象とした内容 : 令和3年度～令和5年度
森林経営管理推進協議会負担金

4 **監査の着眼点**

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 **監査等の主な実施内容**

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

この抽出された事項を基礎とし、監査委員及び事務局員が実地調査等を行った。

本監査として、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について、対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 **監査等の場所及び日程**

(3) 財政援助元

ア 場所 監査事務局執務室内

イ 日程 令和6年9月24日（火）から10月4日（金）まで

(4) 財政援助団体等

ア 場所 水俣地域森林管理システム推進協議会

イ 日程 令和6年10月16日（水） 午前9時30分から

(5) 本監査 令和6年10月16日（水）から11月7日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体【水俣地域森林管理システム推進協議会】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 令和4年度は、10月3日と2月20日の臨時総会で予算執行状況の報告を行っているが、令和5年度は11月22日の臨時総会において予算執行状況の報告はなく、令和6年5月10日の通常総会で決算報告となっている。令和4年度も令和5年度も予算と決算は費目ごとに増減があるが、予算について総会で承認を得たのに、令和5年度はその後の変更について承認を得ていないが、予算が大きく変わるときは総会の承認がいるのではないか。

イ 令和4年度から現在にわたり、職員の身分がパートタイム職員から、フルタイム職員又は正職員になっているようだが、職員の身分が正職員であるかそうでないかにより、休暇や減額についての取り決めが異なるため、場合によっては、返金や減額等の手続きが必要になる。財政援助元である農林水産課が主導し、総務課への意見を求め、就業規則の見直し等を行った後、返金や減額等についても精査されたい。

(ア) 令和4年11月に介護休暇を4日取得したことになるが、その月の分だけ翌月に減額しており、その金額の算定根拠が不明であった。

ウ 職員の任期がある雇用形態において、雇用形態が変わるときの決裁は、任期が令和5年3月31日までであったが、任期満了後の雇用継続の伺いが見当たらなかった。

エ 令和4年4月1日に定めた就業規則を、令和6年4月1日までに4回改定を行っているが、そのうち2回は、総会に諮っていないかった。

オ 職員の通勤手当について、支給額が誤っていると思われるものがあった（令和4年

5月実績分～令和5年3月実績分)。通勤手当の額は社会保険料の計算の賦課対象となるので、もう一度精査されたい。

カ 職員の通勤手当については、翌月払いとなるが、当月に支払っているものがあり、その結果二重払いとなっているものがあつた。(令和4年7月分、令和4年12月分)

キ 請求書の宛名が農林水産課となっているものがあるが、協議会で支払いをしていた。

ク 予算を執行するにあたり、職員個人のカードを使用しているものや、職員の家族のカードを使用しているとみられるものがあつたが、個人のカードを使用することによりポイントが付与されている。コンプライアンス違反になると思われるが、協議会として、ルールを明文化し、職員全員の共通認識を持つようされたい。

(3) 注意事項 次のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

ア 雇用形態が変わるとき、本人から承諾書をもらっていたが、1日当たりの勤務時間数に誤りがあつた。

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 職員の雇用形態がパートタイムから正職員に変更になった後も、任用期間を定めていたが、正職員の場合は任用期間の定めがないことが望ましい。任用期間の定めが必要なのであれば、フルタイム職員として任用してはどうか。

イ 水俣地域森林管理システム推進協議会会計処理規程を制定しているが、費目の設定が行われていない。予算の執行状況を把握するためにも、費目の設定を明らかにし、出金伝票を見ただけで、予算残額や費目が把握できるように改正してはどうか。そのうえで、毎月締め等で会長に預金残等の報告を行うようされたい。

ウ 預金口座から現金を下ろす際に、事務局職員が届出印を押し、そのまま金融機関に行くことができる仕組みになっているが、決裁をもらう際に、伝票に会長から届出印を押印してもらうようにしてはどうか。届出印は会長が保管しておくべきと考える。

エ インターネットバンキング等を利用すると、基本料金はかかるが、金融機関に行くことのないメリットも含め、振込手続きや残高照会ができ、振込手数料も窓口利用より安くなる。導入について検討してはどうか。

オ 協議会の車を購入した後も、出張の際に自家用車を使用しているが、協議会の車を使用することはできないのか。旅費支給規則第4条の5で自家用車の使用を認めているが、今後も使用を認めるのか、その際には決裁が必要ではないのか。事故発生時の保険や補償の問題等もあるので、早急に解消に努められたい。

カ 出張命令の決裁については、事務局長が決裁することになっているが、事務局長が出張する際には会長決裁のほうがいいのではないかと、検討されたい。

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【農林水産課】

(1) 勧告事項 特になし。

(2) 指摘事項 次のとおり。

ア 「水俣地域森林管理システム推進協議会事務局の職員就業に関する規則」を定めているが、水俣市会計年度任用職員の給与等に関する条例に準じて制定しているため、「正職員」である協議会の職員の就業内容や勤務条件と、規則に記載されている内容に矛盾が生じている。令和6年4月1日付けで規則を改正しているが、矛盾点が解消していないため、職員の就業内容、条件等を再度見直し、規則を整備されたい。

(3) 注意事項 特になし。

(4) 意見・提案事項 特になし。

(5) その他事項 特になし。

令和6年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 **監査の根拠** 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号
地方自治法第199条第7項

2 **監査等の種類** 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (7) 財政援助団体等 : スポーツコミッションみなまた
- (8) 財政援助元 : スポーツ推進課
- (9) 対象とした内容 : 令和3年度～令和5年度
スポーツコミッションみなまた負担金

4 監査の着眼点

別添「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、監査調書を作成し、その内容について、対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

(6) 財政援助元及び財政援助団体等

ア 場所 監査事務局執務室内

イ 日程 令和6年9月24日（火）から10月4日（金）まで

(7) 本監査 令和6年10月30日（水）から11月7日（木）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。なお、監査に指摘、意見及び勧告等の区分は、別表のとおり、水俣市監査等結果の取扱要領（令和2年監査委員規程第9号）に示すとおりとする。

(1) 財政援助団体等【スポーツコミッションみなまた】

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア アドバイザーに対する委託料や謝金について、源泉徴収が行われていなかった。

イ スポーツコミッションの規約はあるが、会計経理に関する規程が定められていないため、何に基づいて支払われているのか不明なものがある。

(ア) 福岡モルック大会視察及び大会誘致にかかる協議（旅費）

ウ 交際費と思われるものが、消耗品費や食糧費で処理されている。

(ア) 誘致営業お土産代（消耗品費）

(イ) スポーツ大会誘致にかかる食事代（食糧費）

(3) 注意事項 特になし。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【スポーツ推進課】

- (1) 勧告事項 特になし。
- (2) 指摘事項 特になし。
- (3) 注意事項 特になし。
- (4) 意見・提案事項 特になし。
- (5) その他事項 特になし。